

平成24年度第2回福島県農業振興審議会議事録

- 1 日 時 平成24年8月31日（金） 10:00～12:15
- 2 場 所 福島県農業総合センター1F大会議室
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 議 事 福島県農林水産業振興計画の見直しについて
- 5 審議経過

（開 会）

司 会
（企画主幹）

おはようございます。本日はお忙しい中、そして大変お暑い中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます農林水産部企画主幹の高野と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、御案内させていただきます。本審議会は附属機関の設置に関する条例に基づき設置されておりますので、附属機関等の会議の公開に関する指針により、会場に傍聴席を設け、県民の皆様にご公開することとなっておりますので、御了承願います。

それではこれより平成24年度第2回福島県農業振興審議会を開催いたします。

はじめに千葉会長から御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願います。

千 葉 会 長

皆さんおはようございます。開会にあたり一言御挨拶申し上げたいと思います。朝早くからお時間をとっていただきましてありがとうございます。短い時間になるかとおもいますが忌憚のない御意見等をいただきたいと思います。

前回5月だったと思いますが、この審議会を開きまして皆様から御意見をいただいたところでございます。それらを踏まえまして事務局の方でたたき台を用意しております。それについて今日は活発な御意見をいただきたいと思っております。状況としては厳しさは変わらないと思います。震災前から高齢化の問題、担い手不足、あるいはTPP問題なども出ております。さらにはこの震災で、原発による放射性物質の汚染といかに闘っていくのか、こういう問題に私たちは今、総力をあげて立ち向かっていかなければいけないだろうと思います。前回の計画の時には30年先を見越して今の子供たちの未来に向けて計画をつくろうということで議論したかと思えます。今回は同じ共通の課題、しかし、かつてよりもさらに厳しい大変な課題を我々は背負っていると思います。30年先の

福島県を見据え、復興していくということが今問われていると思います。そのために全力をあげて計画を具体化していくことが必要であると思っております。計画策定に向けて、積極的な御意見をいただきたいと思っておりますので御協力をお願いします。

これで挨拶に代えさせていただきます。

司

会

ありがとうございました。ここで本日の出席者を紹介すべきところですが、各委員及び県側の出席者につきましてはお手元に配布いたしました出席者名簿をもって代えさせていただきます。失礼致します。

つづきまして、資料の確認をさせていただきます。本日の資料につきましては次第、委員名簿、出席者名簿、席次表、それから資料1から資料4まで、参考資料1、2というものをお配りしております。事前に各委員にお送りさせていただいておりますが、改めまして本日用意いたしました資料1と資料2が若干修正されております。そのほかの資料は送られているものと同じでございます。ですから本日の説明は資料1と2は本日配っているものをベースに進めていきたいと思っておりますので、御了解をお願いいたします。不足などございませんでしょうか。

また、本日福島県農林水産業振興計画いきいきふくしま農林水産業振興プランが必要な場合、お貸しいたしますのでカラーの冊子でございますけれども、なんなりと申し付け下さい。

ここで委員の皆様の前に御用意いたしました水について御案内いたします。本日は喜多方の名水「梅峰渓流水」を御用意いたしました。県といたしましては様々な風評被害に苦しんでいる今こそ、こうして会議等の機会をとらえまして県産のものを提供して地産地消を進めてまいりたいと思っております。本日は梅峰渓流水を御賞味いただきながら活発な御議論をしていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは議事に移らせていただきます。進行につきましては福島県農業振興審議会規則に基づき千葉会長に議長をお願いいたします。

議

長

それでは始めたいと思っております。規則に基づきまして議長を務めさせていただきます。議事に入る前に本日の委員の出席状況について事務局から御報告をお願いしたいと思います。

司

会

はい、委員18名のうち第1号委員の富塚宥暲委員、佐藤正博委員、第3号委員の加藤梅子委員、鈴木里子委員が本日欠席でございます。また第2号委員の渡部衛委員と大川原けい子委員につきましては、若干遅れるという御連絡が入っておりますので現時点で12名の皆様に出席していただいております。したがって過半数を超える委員の出席をいただいておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを御報告致し

ます。

議長 はい、それでは次に議事録署名人の指名をいたします。議長指名でよろしいでしょうか。

(委 員) (異議なし)

議長 それでは茂木功一委員と降矢セツ子委員に議事録署名人をよろしくお願いたします。

では、議事に入りたいと思います。まず、福島県農林水産業振興計画の見直しについて、第1章「総説」、第2章「農林水産業・農山漁村をめぐる情勢」、第3章「ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿」について、一括で事務局から説明をお願いします。

農林企画課長 担当させていただいております農林企画課長でございます。申し訳ありませんが座って説明させていただくことをお許してください。

それでは資料に基づきまして御説明をさせていただきますが、今、会長からお話がありました第1章から第3章までの内容を説明させていただく前に、前回の審議会での御議論いただきまして、項目構成を変更させていただいておりますので、資料に基づきまして変更した内容について御説明をさせていただきます。資料1をお開きください。1ページの第1章「総説」でございますが、ここは変更を加えてございません。2ページをお開きください。第2章「農林水産業・農山漁村をめぐる情勢」でございますが、ここでは各節に盛り込んでございます項目名について修正を加えてございます。修正をいたしました箇所にはアンダーラインを引いてございますので、御理解をいただきたいと思います。なお、項目数につきましては変更を加えてございません。次に第3章でございます。4ページをお開きください。第3章は「ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿」でございます。ここの第2節「めざす姿」及び第3節「施策の基本方向」に前回の審議会での御意見を踏まえまして、新たな項目、「東日本大震災及び原子力災害からの復興」を項目として追加したところでございます。またその他項目名について一部修正を加えております。次に第4章でございます。6ページをお開きください。「施策の展開方向」でございますが、まず、第1節「東日本大震災及び原子力災害からの復興」を新たに追加をしてございます。また、各節ごとに項目名及び事項名を今回の資料1では記載をしてございます。項目名及び事項名の整理にあたりましては、現行プランを基本とするとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、見直すことが適切と考えたものにつきましては、たたき台の作成にあたり現行計画の内容を修正をしてございます。修正をしているもの、あるいは追加しているものにつきましては、

アンダーラインを付してございますので、御理解をいただきたいと思
います。次に第5章「重点戦略」でございます。16ページをお開きくだ
さい。今回はたたき台を作成してございません。次回以降の審議会にお
いて御議論をいただきたいと考えております。なお、重点戦略のイメー
ジを持っていただくため、見直し後の欄の例示という形で今回資料1
では記載をさせていただいております。御了承ください。第6章「地方の
振興方向」でございますが、17ページになります。変更はしてござい
ません。また、第7章「計画実現のために」も前回の審議会に提示させ
ていただいた内容と変更してございません。以上が今回御提案をさせ
ていただきます項目でございますので、この項目につきまして内容を御
説明させていただきますと存じます。

資料2をお開きください。資料2見直し案（たたき台）でございます。
個別の説明に入ります前に2点御連絡をまずさせていただきたいと思
いますが、この見直し案（たたき台）の中でアンダーラインを付した部
分がございますが、これは現行計画との比較で新たに追加をした内容、
あるいは修正を加えた内容であることを示してございます。また、二重
線を付した部分がいくつかありますが、これは現行計画に記載されてい
る内容ではございますが、今回の見直しで削除してはどうかというふ
うに事務局が考えたということで表記をさせていただいておりますので、
御理解をいただきたいと思えます。

それでは内容の説明をさせていただきます。1ページをお開きくだ
さい。第1章「総説」でございます。ここでは計画策定の趣旨、計画期
間などについて記載をするものであります。2ページをお開きくだ
さい。第1章「総説」の第1節「計画策定の趣旨」では、大震災で甚
大な被害が発生したこと、原発事故が本県農林水産業者等に重大な影
響を及ぼしていること、そうした急激な情勢変化を受け、全面的な見
直しを行うことの内容を記載したいと考えております。第2節「計画の
位置づけ」でございますが、総合計画の農林水産分野の計画であるこ
と、農業・農村振興条例に定める基本計画であること、農林水産分
野の上位計画と位置づけられるものであること、これを記載したいと
考えております。第3節「計画期間」でございますが、平成25年度
から32年度までの8か年計画とすることを記載したいと思ってお
ります。次に第2章「農林水産業・農山漁村をめぐる情勢」でござ
います。3ページをお開きください。ここでは3つの節を設けて記載
をしてございます。第1節「農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変
化」では、わが国全体に共通する情勢変化などについて記載したい
と考えております。第2節「福島県の農林水産業・農山漁村の特性」
では、本県の特性と大震災と原子力災害の本県への影響等について
記載したいと考えております。第3節「福島県の農林水産業の現状
と役割」では、農林水産資源の現状、生産状況、農林水産業・農
山漁村の果たす役割について、記載したいと考えております。詳細

につきましては4ページ以降に記載しています。

4ページをお開きください。たたき台としての記載内容でございます。第2章「農林水産業・農山漁村をめぐる情勢」の第1節「農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化」でございますが、6項目で整理をしたいと考えております。まず、新たな項目でございます「東日本大震災及び原子力災害の発生」でございますが、ここでは大震災により本県、岩手県、宮城県の沿岸部を中心に被害が発生したこと、原子力災害より多数の住民が県内外に避難を余儀なくされ、帰還の見通しが立たない状況にあること、原子力災害では大量の放射性物質が飛散し、出荷制限や風評などが本県を中心に東日本全体で発生していること、本県農林漁業者等では計り知れない損害を被り、精神的、経済的に大きな負担を強いられていること、福島復興再生基本方針には「福島の再生なくして、日本の再生なし」と記載され閣議決定されたことなどを記載したいと考えております。2の「安全・安心に対する意識の変容」では、放射性物質の健康不安が広がっていること、農林地の除染、吸収抑制対策の徹底、きめ細かな検査の実施、正確な検査結果の公表が求められていることなどを記載したいと考えております。

5ページにお移りください。3の「人口減少及び高齢化の進行」では、我が国は平成22年11月から、本県では平成10年1月から人口減少にあること、大震災と原子力災害により県外への人口流出があること等を記載したいと考えております。4の「世界経済の一体化と多極化の進行」では、国境を越えた経済活動が拡充する一方、中国やインドなどの新興国の相対的地位が向上していること、世界的に見れば、食料供給は安定性を失いつつあると危惧されること、我が国はTPP交渉参加に向け情報の収集、協議が始まっていること。次のページ6ページを御覧ください。原発事故により諸外国で輸入規制処置がとられましたが、輸入再開に向けた取組が見られること等記載したいと考えております。5の「地球温暖化の進行と再生可能エネルギーへの期待の高まり」では、福島市の平均気温が100年で約1.5℃上昇していること、県では「復興ビジョン」で原子力に依存しない環境と共生する社会づくりを基本理念に掲げていること、再生可能エネルギーへの転換に際しましては、農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の地域資源が注目されていることなど記載したいと考えております。6の「本県の特徴的な取組」(1)「除染」では、7ページを御覧いただきたいと思いますが、放射線物質の汚染状況等の把握、除去・低減技術の開発、除去対策の効果的な実施が進められていることを記載したいと考えております。(2)の「絆づくり」では、「がんばろう！ふくしま」応援店の登録、販売店や飲食店と連携した消費者等に対する理解促進活動、避難されている方々とのつながりや交流が行われていることなどを記載したいと考えております。(3)「地域産業6次化」でございますが、地域産業6次化の推進が行われていること、

様々な業種が連携して地域産業の活性化の取組が芽生えていること、といったことを記載したいと考えております。

次に 8 ページ第 2 節「福島県の農林水産業・農山漁村の特性」でございしますが、5 項目で整理したいと考えております。1 の「広大な県土・豊かな自然条件」では、全国 3 位の県土面積があること、潮目の漁場を抱えていること、放射線物質の降下により除染、影響除去が課題となっていること等を記載したいと考えております。2 の「有利な地理条件」では、東京から 200km 圏内に位置し、交通ネットワークが形成されていること、県産農林水産物の消費拡大、交流人口の回復が課題となっていること等を記載したいと考えております。3 の「調和のとれた 7 つの生活圏」では、7 つの生活圏と多極分散型の県土構造にあること、避難指示区域等におきます生産基盤等の復旧や、除染、農林漁業経営の早期再開が課題となっていること等を記載したいと考えております。4 の「ねばり強く、温かな県民性」では、県民がそれぞれの立場で様々な取組を前向きに実践をしております、思いやりを大切にする県民性が示されているといったことを記載したいと考えております。5 の「県民の意識」、9 ページでございしますが、これは現在、県政世論調査を実施しております、9 月の下旬に速報が出る予定でございますので、農山漁村への期待、農林水産物の購入に関する意識につきまして、その世論調査の結果を踏まえて記載させていただきたいと思っております。

次 10 ページをお開きください。第 3 節の「福島県の農林水産業の現状と役割」でございしますが、7 項目で整理しております。新たな項目、「東日本大震災及び原子力災害の発生」でございしますが、大震災と原子力災害の発生、放射性物質による汚染、県内外の避難者があり帰還への見通しがたたない状況があること、作付制限、出荷制限、沿岸漁業の操業自粛、風評等甚大な被害を被っていること、交流人口の減少があること等の現状について記載をしたいと考えております。2 の「農業資源」では、津波被害、農業水利施設等の損壊が発生していること、警戒区域への立入制限や、農作物の作付制限により耕作放棄地が増加することが懸念されていることなどを記載したいと考えております。3 の「森林資源」では、林地、林道の崩壊、海岸防災林の流失等の被害が発生していること、放射性物質による汚染のため、森林整備が停滞し、きのこ栽培用原木の確保が困難となっている状況について記載をしたいと考えております。4 の「水産資源」では、沿岸漁業の操業自粛や内水面魚種の採捕制限があること、県内におきます種苗生産が困難となっており、サケのふ化放流の実施が制限されている状況について記載したいと思っております。5 の「農林水産業の就業者と産出額」につきましては、就業者が減少傾向にある中、大震災や原子力災害の影響が大きく懸念されていること、産出額が大幅に減少していることなどについて記載をしたいと思っております。

12 ページ 6 の「福島県の主要な農林水産物」でございしますが、これは

統計データを使った記載を考えておりました、最新の統計データで次回の審議会以降お示しさせていただきたいと思っております。7の「農林水産業・農山漁村の役割」は、基本的に現行プランを踏襲した内容として記載を考えております。

次に第3章でございます。13ページをお開きください。第3章「ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿」でございますが、ここでは3つの節を設けての記載を考えております。第1節は「基本目標」、第2節は「子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿」、これは30年程度先を展望して記載をしたいと考えております。第3節は、「めざす姿の実現に向けた施策の基本方向」ということで、めざす姿を実現するための平成32年度までの施策の基本方向について記載したいと考えております。

それでは14ページをお開きください。現在のたたき台でございますが、第1節「基本目標」については、調整作業中でございます、今後の審議会の中でたたき台を考え、事務局案をお示ししたいと思っております。第2節「子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿」でございますが、5項目で整理をしたいと考えております。1の「東日本大震災及び原子力災害から復興を果たした農林水産業・農山漁村」でございます。これは新しく項目を追加したものでございます。内容としましては、大震災や原子力災害からの復旧・復興が果たされている、除染が完了している、安全・安心な農林水産物が生産されている、風評被害が払拭されている、都市と農山漁村との交流が盛んに行われている、全ての農林漁業者が故郷に帰還をして安心して生産活動に従事している、こういう姿をめざす姿として記載をしたいと考えております。2の「消費者の期待に応え、安全・安心な農林水産物を提供する農林水産業」では、安全で安心できる農林水産物といえば福島産というイメージが全国・全世界に広く定着している。そういう姿をめざす姿として記載したいと考えております。

15ページをお開きください。3の「県民の暮らしを支え、持続的に発展する農林水産業」ですが、ここでは大震災・原子力災害を乗り越え再生可能エネルギーを活用した大規模な施設園芸や木質バイオマスの利用、協業化によります収益性の高い漁業経営など、新しい未来を担う農林水産業が創出されている、そういったことをめざす姿として記載したいと考えております。4の「多様な人が集う、いきいきとした活力ある農山漁村」では、地域資源を活用した再生可能エネルギー生産の導入が図られ、活力ある農山漁村が形成されている、こういった内容を記載したいと考えております。5の「美しい自然環境を次世代に引き継ぐ、環境と共生する農林水産業」では、基本的に現行プランを踏襲したいと考えております。

16ページをお開きください。第3節「めざす姿の実現に向けた施策の基本方向」でございますが、7項目で整理したいと考えております。1

つは「東日本大震災及び原子力災害からの復興」ということで新たな項目を設けたいと考えております。中身といたしましては、復旧・復興に総力を挙げることで、避難地域の経営再開と安定化に向けた施策を重点的に実施すること、拠点となる農林水産再生研究センター（仮称）を整備すること、農林地、漁場、関連施設等の早期復旧を図ること、被災した農林漁業者等の早期の経営再開に向けた支援を行うこと、除染、放射性物質の除去・低減技術の開発・普及に取り組むこと、きめ細かな検査と消費者に対する情報のわかりやすい提供に取り組むこと、風評被害の払拭、新たな担い手の育成、効率的で持続的な農林水産業経営体の育成に取り組むこと、地域産業6次化に取り組むこと、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に取り組むこと等を記載したいと考えております。2の「安全・安心な農林水産物の提供」でございますが、ここでは消費者等の正しい理解を促進すること、生産・流通・消費の各段階におけます放射性物質対策に取り組むことを盛り込み、記載したいと考えております。3の「農業の振興」でございますが、地域農業を支える意欲ある担い手の育成、企業等の農業参入を促進すること、新たな経営・生産方式の導入を推進することなどを記載したいと考えております。

18 ページは、4の「林業・木材産業の振興」でございますが、今回は農業振興審議会でございますので内容の説明は省略させていただきたいと思っております。5につきましては「水産業の振興」ということで、記載をさせていただきたいと思っております。

19 ページでございます。6の「魅力ある農山漁村の形成」でございますが、ここではグリーン・ツーリズムや教育旅行等による交流を促進すること、地域産業の6次化の取組、有害鳥獣対策、地域防災力の向上、こういったことに取り組むこと、豊かな資源を活用した再生可能エネルギーの利用を進めることを盛り込みたいと思っております。7の「自然・環境との共生」では生活環境、農地、森林等の除染・復旧に取り組むこと、放射性物質濃度の低い有機性資源につきましては地域内の循環利用を促進すること、復興に向けて全国規模のシンボル事業に取り込むこと、これについては検討中ですが、そういった中身を盛り込みたいと思っております。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。それでは只今の説明を聞いて、各委員、質問・御意見等あると思っております。どうぞよろしくお願いたします。

長島委員 これまでも随分申し上げてきたんですけれども、その点を相当考慮に入れていただいたことにつきましては、感謝を申し上げたいと思っております。その上で申し上げたいと思っております。特にめざす姿は、東日本大震災及び原子力災害からの復興ということでしたら、しっかりとまとめていただいて良

かったと思います。

大きい話、小さい話いろいろになりますけども、あと字句の表現も含めて申し上げたいと思います。まず4ページは、字句の問題ですが、8行目のところにある東京電力福島第一原子力発電所事故とありますが、これは随所に出てますので、「以下「原発事故」という。」でいいんだろうと思います。何故かという、こういう表現をとってみたり原子力発電事故という表現をとってみたり、その使い方がばらばらということもあるので、もう相当長い字句になりますから、「以下「原発事故」という。」でいいんだと思います。これは表現の問題でした。

5ページになりますが、38から39行目にかけてであります、これはTPPのことです。交渉の参加に向けてという表現になっています。これは少し言いすぎだろうと思います。まだ、参加は前提としないということでやっています。野田首相は前のめりです。参加に向けてと言っておりますが、民主党の中でも恐らく参加を前提としないということで来ているはずでありますから、ここはTPP交渉に関し、24年1月より関係参加国との協議を進めています、くらいにすべきかと思えます。

それから、先ほどの件、11ページの32行です。先ほどは東京電力福島第一原子力発電所事故になってますが、32行のところは原子力発電所事故という表現になっていますので、先ほど申し上げたところです。

それから16ページの17行目です。除染を推進するとなっておりますが、これは促進にすべきじゃないかと思えます。

あとは質問となりますが、10ページの9から10行目にかけての農林水産再生研究センターを整備します、とのことですが、これは大変結構なことだと思います。ただ、新聞報道等によりますと農水省が難色を示しているということがありますので、これについてはどういう状況になっているのか。農水省から言わせるとこの農業総合センターとか、あと復興なんとかというもので、そういうもので事足りるんじゃないかというような、新聞報道によりますとそのようになっていると受け止めておりますので、これは整理をして欲しいわけでありまして。現状なり、現状での課題、問題、今後の対応等について御説明をいただければと思えます。

以上であります。

議

長

どうもありがとうございます。表現等について御意見がございました。原発事故等、1つにくくれるところは、1つにまとめた方がいいだろう、ばらばらにしないでということです。

それから5ページです。TPPの参加に向けてではなくて、TPP交渉に関し、協議を進めている、このように修正すべきではないかと。

それから16ページの17行目です。推進を促進の表現にすべきではな

いかという御意見をいただきました。

更に併せて質問がございましたら、お願いしたいと思います。その後で、まとめて御回答ということにしたいと思います。

但 野 委 員

資料1で、農業者の法人化及び企業等の農業参入との同一レベルの説明になっているんですが、実は今、原発で休業している農家の話を毎日のように私聞いているわけです。その人達がいわゆる、今思っていることは再建費をどうするかということです。例えば除染が進んで3年後に戻るということになって、さて農業を始めようかといったときに、全ての生産に関する機械・施設を新たに取得してやるには、40代の人はある程度行政なりの支援があればやりたいという気になります。私くらいの60代の方は、戻るに3年かかってしまうとなれば、65で年金生活の年代に入る。そこで投資ができるかということになると、本人は二の足を踏んでしまい、今のところ戻る状況にないという話がでてしまう。そうすると、やはりそこは協業化なり、営農集団を作って資本参加はできないけれども、労力での参加をして、地域の農地などの形態を守ろうとする人がいっぱいいるんです。その部分を考えてとき、会社のような企業が参入ということになりますと、そこを同一レベルで私は考えて欲しくないんです。企業については、企業レベルで別な項目でしかる方法で表現をした方がいいのではないかなと思うんです。そうしていかないと企業は損得だけで事業撤退、あるいは雇用についてもそうした点から雇用の形を考えてしまう。ですから同一レベルの表現ではなく、分離した形の表現とすることで、今戻ろうとしている、あるいは事業再開する人に夢を与える内容をお願いをしたいと思います。と思っています。

議 長

はい、ありがとうございます。確認ですがこれは第何章になりますか。

但 野 委 員

資料1の9ページです。

議 長

9ページの担い手ですね。意見は承りました。4章のところはこの後改めて検討、議論をすることになっておりますので、そこでの御意見ということにしたいと思います。一応確認の意味で、そうすると、いきいきとした担い手づくりのところに項目がありますが、ここを並立して表現するのはまずいのではないかとということですが、例えばどのように表現すべきかと言いますと。

但 野 委 員

例えば、農業者の法人化で区切って、企業等の農業参入は別項目とすることで、農家もレベル的に別と感ずると思います。

議 長

はい、別に分けるべきではないかという御意見でした。他にはどうで

しょうか。一応 3 章までについて、御意見をお願いしたいと思います。

伊藤房雄委員

3 章までということですので、関連するものを発言させていただきます。その前に今日の喜多方の水、非常においしく、地産地消としてこのような会議でこのようなかたちで出していただき、非常に嬉しく思います。それで私の意見としましては、非常によく修正されていると思うんですが、最初の 1 章で、資料 2 の 2 ページになります。1 章総説ということで、大震災と原発事故による放射性物質によって非常に大きな影響を受けて、急激な情勢変化を受けたので計画の全面的な見直しを行います。趣旨としては確かにそうだと思います。それを受けて、後段で子供たちが社会を担う将来をめざす姿を想定して、それに向かって何が 필요한のかということをごこの中に盛り込みましょう。という流れになっております。確かにその通りなんですが、2 ページの中で、まず言いたかったことは、この急激な情勢変化を受けて、というところの前に、書かれている変化が、農林水産業の産業としてのところの変化ということが強くでていて、実はその生産とか産業だけではなく、生活の基盤、農山漁村そのものが随分大きな影響を受けたんです。それから、避難してなかなか戻れない人たちも沢山いる。あとは立入禁止区域とか設定されて、その生活の基盤となる部分、それを失ってしまっているんだという認識も、盛り込む必要があると思います。そういった変化が従前のこの農林水産業振興計画で十分対処できないでいるから、全面的に見直すんだと。その急激な情勢変化を受けて、だから見直すだけではなくて、もう少し書き加える必要があると思いました。特に、生活の基盤にも影響があつて、それすら失ってしまっているということをご盛り込む必要があると思います。

文言のところはいくつかあるんですが、もう 1 つ第 3 章までの中で気になっている点は、14 ページの第 3 章のところになります。第 3 章では第 1 節で、基本目標を今後ろもろ調整しながら設定していきます、それについては次回以降検討します。ということだと思いますが、ここも今後議論になると思います。

今日の話の中では、第 2 節で子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿、この中にも原発の災害からの復興を果たした農林水産業とか農山漁村の姿を盛り込むこと、それ自体には異論ありません。ただ、ここにもう 1 つ書き加えて欲しいことは、こういった 30 年程度先で、こういう姿の時に必要なのは、この振興計画全体の中で、何を一番重視するのかということがよく読み取れない、表れていないと思います。ここに私が一番強く出して欲しいのは、この福島県で除染をして次々解消しながら、福島県の農山漁村に住んで暮らして、そこで農林水産業に関わって働く。住んで、暮らして、働くことによってそれで誇りを持つ。誇りを持つ福島県民、農林水産業に関わりながら誇りを持つ、キーワードが「誇り」

なんです。それをなんとか盛り込めないかと思っています。何でそんなことをいうかという、3章のめざす姿で何を一番大切にするのか、それがはっきりすれば、おのずとそれ以降の具体的な展開すべき施策も、それに合わせて、誇りを取り戻すにはどうしたら良いのか、それを考えていけばおのずとでてくるのではないかと考え、その意図から誇りを盛り込めないかと申し上げました。少し参考にしていただければと思います

あと1点あります。文言ですが、事務局から時期尚早としかられるかもしれませんが、6次化、6次産業化、非常にわかりやすく皆さんに訴えていくには良い言葉かと思いますが、6次産業化という言葉自体は行政用語と言いますか、政策を推進していくためのものとして生まれた言葉であって、政治の変化によって場合によっては消えうることもあります。地域産業の6次化を他の言葉に変換できないものか検討していただければと思います。他に適切な言葉がすぐ見つからない訳ですが、例えば、地域資源の総合化による、とか。インパクトがないんですが、今後、6次産業化に変わる用語を検討してみてはということです。

以上です。

議

長

ありがとうございました。大きく3点かと思います。

まず、1章2ページです。全体的に産業が中心の書きぶりなので、暮らし、生活の基盤そのものが失われ奪われた、ふるさと失った、そういうことを盛り込んで欲しいことが1点です。

2点目ですが、3章です。30年後のめざす姿ですが、2節の内容ですが、住むこと、働くこと、誇り、誇りを取り戻す、このようなことを盛り込む必要があるのではということです。これらは、第1節の基本目標に盛り込めれば良いのではと思います。

あと、6次化、6次産業化です。この言葉が無くなってしまう恐れがあるので、そこは吟味してそれに変わる言葉がないかということを検討してみてはということです。例えば、地域資源の総合化はどうかということでした。他にいかがでしょうか。はい。岸委員どうぞ。

岸 委 員

私も伊藤委員の意見に大賛成です。

前から東日本大震災とその復興がないと、計画が成り立たないと申し上げてきました。30年後のあるべき姿なので、東日本大震災及び原発事故がなくてもあるべき姿は描いていないといけないところなので、計画としては、東日本大震災や原発事故からの復興の計画を作って行かなければならぬと思いますが、それは目標のようなもので、ここが一番答申として重要なところになると思います。ここはしっかりと作り込み、必ずしも東日本大震災を一番最初に出さなくてもいいと思います。30年後の福島県を描いておいて、その手段としてはこういうことを

しなければならぬというものを第4章に落とし込んでいく訳なので、3章では東日本大震災だけに焦点を合わせたような、そういう目標立てをしないほうがいいのではと思っています。

議長 この点については、御意見をもらいたいと思います。

30年後なので、あえて、東日本大震災を前面に出さなくてもいいのではということですが、第2節の最初のところに前面に出ている訳ですが。いかがでしょうか。

白岩委員 私には幼稚園と小学生1年生の孫がいます。私の地域は30km圏内で、解除になりましたが、これから除染ということで、宅地周辺及び水田で計画が進められております。30年後、自分の孫の世代に責任を持って我々がしっかりやっていかなければいけないと思います。我々は住んでいますが、孫は避難しています。いずれ戻るまでには、責任を持って住めるような状況にしていきたい。私は避難していませんが、双葉郡の人はそのような気持ちが強いと思います。綺麗な文言は並んでいますが、現実的にしっかり責任を持って30年先を見据えて欲しいと思います。

以上です。

議長 他にいかがですか。茂木委員お願いします。

茂木委員 私は岸委員とは違うんですが、今ここで計画作るんですから、まず、乗り越えなければならない山は、原発事故だと思います。ですから、一番最初に書かれてしかるべきものと考えます。どうやって克服していくのかがまず大前提にあって、その後が30年後だと思います。また、チェルノブイリも25年経って、今どうなっているんだということを考えるとここは避けては通れないと思います。

議長 他にいかがですか。横田委員お願いします。

横田委員 30年後に復興を果たしていますと書かれると、涙が出るくらいうれしんですが、私は県外に出ている人も福島県民と考えていますので、農業従事者が戻ってきているという絵面が本当の復興を果たした時だと思います。そのために8年間でどのようなことをするのが見えないので、例えば、最初のほうの絆づくりというところに、県外に出ている方とどのようなつながりをもっていくのか、今持っているのか、そこに1つでも入れとかなないと、出て行ってしまった人が戻る姿が見えなくなってしまおうと思い提案しました。

議長 県外避難者が戻ってきて農業を再開できるようになることが復興なの

だ、との考えから、ここに書き込んだほうが良いとの御意見でした。

30年後のめざす姿については、いろいろな御意見はあろうかと思いますが、皆さんの御議論を踏まえ、また、私自身そう思うのですが、東日本大震災の原発事故、ここを乗り切らないと福島県の将来はないと思います。ここをどう乗り切るのか。そこが当面の最大の課題だと思いますので、最初にまず、そこを全体として確認することは必要だと思います。ですから、皆さんの御議論を踏まえ、ここは入れるべきとまとめさせていただきたいと思います。

まだまだ御意見はあると思いますが、今までの中で事務局、担当部局から回答できるものがあればお願いしたいと思います。

農林企画課長

御意見いただきましたものについては、後ほど御説明させていただきますが、次回審議会を予定しておりますので、その内容をもって対応させていただきたいと思います。また、御質問がございました農林水産再生研究センターの現状につきましては、担当室長が参っておりますので御説明申し上げます。

農林地再生対策室長

農林地再生対策室の沢田と申します。よろしくお願いたします。長島委員から御質問のございました16ページの農林水産再生研究センターの進捗状況でございますが、現在、このセンターの基本構想を作るべく、本年2月から、学識経験者等によりまして検討委員会を設けまして、様々な御意見をいただいていたところでございます。その基本構想の策定にあたりまして、いただいた御意見の中では農林水産業の再生を図るために4つの重要な機能があるということで御意見をいただいております。1つは調査研究機能、2つ目がモニタリング機能、3つ目が情報収集発信機能、4つ目が教育研修機能でございます。そのうち1つ目の調査研究機能でございますが、先ほどから議論ございます避難区域の農業者の方々には現在区域の見直しがなされております。今後、除染の進展に伴って帰還されることとなりますが、この農林水産再生研究センターにおきましては、帰還される農業者の方々と一緒に、浜通りの現地におきまして、現地ほ場等を設け、農業の再生に取り組むこととしております。また、場合によっては食用作物ではなく、例えば、先ほどございましたが資源作物のようなもので、原発に頼らない再生エネルギーの生産を含めた研究が、検討されてございます。

予算につきましては、農林水産省に今まで何度も要望してまいりましたが、本体の建設費等については、農林水産省からは現段階では難しいと言われております。ただ、県としましては、この施設は必ず必要なものだ、今後多方面に働きかけ、例えば、復興交付金の可能性を探るとか、そういうことでなんとしても予算を確保してまいりたいと考えてござい

ます。

以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。長島委員よろしいですか。

長島委員 はい、わかりました。

議長 それでは先に進めさせていただきます。4章の説明をお願いします。

農林企画課長 それでは説明させていただきます。また、引き続き座って説明をさせていただくことをお許してください。

それでは資料2の20ページからになります。非常にボリュームがあるものですから、ポイントのみの説明となりますことを御容赦いただきたいと思います。20ページをお開きいただきますと第4章「施策の展開方向」の整理の考え方についてお示ししてございます。ここでは、小項目、事項名毎に次の項目で個別の施策毎に整理したいと考えております。

①として現状と課題、②として施策の具体的な取組内容、③として、施策の達成度を測る指標でございます。二重線を引いております施策の展開イメージ等でございますが、これは現行計画では、各事項毎に全て盛り込まれておりますが、今回の見直しにおきましては、必須のものとして整理するのではなく、紙面上の見やすさ、記載内容を県民の皆様に理解していただく際のわかりやすさの視点から、編集段階で適宜挿入させていただくことで整理させていただけないかと考えているところでございます。また、施策の達成度を測る指標については、現在、作業中でございますので、今回の資料には盛り込まれておりません。

では、御説明させていただきます。21ページは施策の体系でございます。ここには節と小項目名を記載してございますが、第1節から第7節までの7節構成となっております。そのうち、第1節は新たに追加したものでございまして、4項目、「避難地域における農林水産業の再生」、「生産基盤の復旧」、「被災した農林漁業者等への支援」、「放射性物質による影響の除去」、の4項目で整理したいと考えております。なお、第1項目の避難地域におけるということで、地域を限定した記述とし、2から4につきましては、県内全域を対象、あるいは県内全域での施策展開を視野に入れた記述となっていることを御理解いただきたいと思えます。また、第6節の5番目に網掛けをしておりますが、「地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進」につきましては、従来の記載を大幅に見直ししております。

それでは個別の内容について御説明させていただきます。

22ページをお開きください。第1節「東日本大震災及び原子力災害からの復興」でございます。ここは4項目について整理をしてございます

が、新たな節でございます。1項目は、「避難地域における農林水産業の再生」ということで、②の施策の具体的な取組内容としまして、避難指示区域等の見直しを踏まえ、経営再開に向けた道すじを示すとともに、農林漁業者等が早期に帰還し、経営再開を果たすため、必要な施策を展開していく、これを基本的な施策展開の考え方として整理したいと考えています。個別的には、農用地、森林等の除染として、拠点の整備、林業生産の場となる森林を含めた除染などの施策を記載しております。次の生産基盤の復旧では、被災した農林地、農林道、漁港等の早急な復旧等の施策を記載してございます。23 ページでございますが、安全な農林水産物の生産と消費者の信頼の確保として、吸収抑制対策の徹底、検査体制の強化、わかりやすい検査結果の公表などの施策を記載しております。農林漁業者等への支援では、施設・設備等の復旧等に対する助成・融資、技術の普及指導などの施策を記載しております。新たな経営・生産方式の導入として、集落営農組織や農業法人の育成、植物工場や大規模施設園芸等新たな生産方式の導入などの施策を記載しております。

24 ページでございます。2つ目の生産基盤の復旧でございますが、②施策の具体的な取組内容といたしましては、農地・農業用施設等の復旧、林地・林道等の復旧、漁場・漁業生産関連施設等の復旧、このような項目で整理してございます。

26 ページをお開きください。3の「被災した農林漁業者等への支援」でございます。②施策の具体的な取組内容としては、被災した農業者への支援ということで、共同復旧作業への支援、経営再開に必要な農用地の確保や初期生産資材等の導入に対する助成などの施策を記載しております。林業、水産業につきましては説明を省略させていただきます。27 ページをお開きください。県外に避難されている農林漁業者等への支援ということで、情報提供、経営再開を希望する農業者等へのきめ細かな対応などの施策を記載しております。原子力損害賠償に関する支援として、農林漁業者・団体等によります損害賠償請求が円滑に行われるよう支援するなどの施策を記載しております。

28 ページの4「放射性物質による影響の除去」(1)「放射性物質の除去・低減」でございますが、②施策の具体的な取組内容として、農用地、森林等の除染では、表土の削り取り、土壌改良資材の施用、反転耕・深耕などの施策を記載してございます。29 ページの安全な農林水産物の生産では、除染や吸収抑制対策の徹底、牧草地等の除染などの施策を記載しております。放射性物質対策に関する技術開発では、試験研究等を行う拠点の整備、放射性物質の分布・動態等の汚染実態の解明などの施策を記載しております。

次 30 ページ同じ項目の(2)「放射性物質検査体制の確立」の施策の具体的な取組内容として、緊急時環境放射線モニタリング体制の充実・強

化、及びきめ細かな検査体制の確立として、米の全量全袋検査体制の確立、果樹や野菜等の産地における自主検査体制の確立などの施策を記載しております。

次32ページをお開きください。(3)の「消費者の信頼確保」でございます。施策の具体的な取組内容といたしまして、放射性物質検査結果や生産履歴情報の可視化として、店頭などで情報を確認できる体制の構築などの施策を記載しております。消費者・農林漁業者・食品関連事業者の相互理解の促進では、放射性物質検査に係る積極的な情報発信などの施策を記載しております。安全性のPR・販売促進では「がんばろう ふくしま！」応援店の参加事業者の拡大、学校給食用食材への地元食材の活用などの施策を記載しております。

次に34ページをお開きください。こちらは第2節「安全・安心な農林水産物の提供」でございます。3項目で整理しております。1の「食の安全確保」でございますが、②施策の具体的な内容として、初めの3つは再掲です。35ページの「農林水産物の安全性確保のための指導強化」でございますが、農薬等の適正使用に向けた監視指導などの施策を記載しております。リスク管理手法の導入推進では、GAP手法の導入などの施策を記載しております。

次に36ページの「信頼性の確保」(1)「食に対する信頼確保」では、②具体的な取組内容といたしまして、再掲として、放射性物質検査結果や生産履歴情報の可視化を記載するほか、食品表示の適正化に向けた監視・指導ということで、食品関連事業者に対する消費動向調査などの施策を記載しております。消費者・農林漁業者・食品関連事業者の相互理解の促進、ここでは食の安全・安心についての相互の意思疎通の機会の設定などの施策を記載しております。安心な農作物生産に向けた取組の促進では、放射性物質に関するリスク管理を含めたGAP手法等の取組強化などの施策を記載しております。37ページの安全性のPR・販売促進は、再掲でございます。

38ページをお開きください。(2)の「安全・安心な県産材の確保」でございます。説明は省略させていただきたいと思っております。3の「食」や「ふるさと」に対する理解促進」でございますが、②施策の具体的な取組内容として、放射性物質に関する理解促進では、食品の放射性物質の基準について丁寧にわかりやすく消費者等に説明することなどの施策を記載しております。望ましい食生活への理解推進では、ごはんを中心とした日本型食生活の普及、ごはんの日や「食育月間」の普及啓発などの施策を記載しております。体験学習や交流の促進では、地域や学校での「食育」の支援、体験交流受入地域での空間線量等の情報発信などの施策を記載しております。

40ページであります。第3節「農業の振興」でございます。7項目で成り立っております。非常に項目数、ページ数が多いので項目名を中心

に御説明することで御容赦願います。1の「いきいきとした農業担い手づくり」では、②施策の具体的な取組内容は41ページでございますが、地域農業の維持・発展に向けて、地域や集落の実情に応じて、認定農業者や認定農業者を核とした集落営農組織などの担い手の確保、新規就農者の育成等に取り組みます、ということを経験的な考え方として施策を記載しております。これに盛り込まれる項目は、認定農業者の育成・確保、集落営農組織の育成、42ページにいきまして、農業者の法人化及び企業等の農業参入の促進、新規就農者の育成・確保、女性農業者の経営参画の推進と高齢農業者の活動促進。これらにつきましてそれぞれ記載をしております。

次に、2の「農業経営の安定」、44ページでございますが、②施策の具体的な取組内容につきましては、被災した農業者への支援、農用地の利用集積、労働力の確保、資金の円滑な融通と効果的な周知、所得安定対策、価格安定対策の充実及び制度への加入促進、農業共済への加入促進について記載をしております。

次に46ページの3「農業生産基盤の確保・整備」(1)「農業生産基盤の整備」でございますが、施策の具体的な取組内容として、農地・農業用施設等の復旧、農用地等の除染、安定的な農業用水の確保と排水条件の整備、47ページにいきまして、優良農地の整備、農道の整備の項目を設け記載をしております。48ページの(2)「耕作放棄地対策」でございますが、②施策の具体的な取組内容、耕作放棄地発生防止、耕作放棄地の解消について記載をしております。49ページの(3)「農業水利施設等の適正な保全管理」では、②施策の具体的な取組内容として、農業水利施設等の適正な管理、土地改良区等の管理体制の強化について記載をしております。50ページの(4)「農村協働力の形成」では、②施策の具体的な取組内容として農地・水・環境の良好な保全、農業生産条件不利地域への支援について記載をしております。

次に52ページの4「県産農産物の生産振興」(1)「水稻」でございますが、ここでは施策の具体的な取組内容として、稲作経営の安定、多様な米づくり、53ページにいきまして優良種子の安定供給、これらの項目で整理をしております。次に54ページの(2)「大豆、麦、そば」であります。②施策の具体的な取組内容として、収益の確保、産地づくりと産地の強化、「会津のかおり」等を活用した県産そばのブランド力強化、奨励品種の育成及び優良種子の安定供給、これら項目毎に整理し記載をしております。

次に56ページの(3)「園芸作物」のア「野菜」でございますが、②施策の具体的な取組内容として、重点的な産地育成、生産基盤の強化、57ページにいきまして価格形成力の強化、収益の確保、新たな生産体制の構築、こうした項目を設けながら整理をし記載をしております。58ページのイ「果樹」でございますが、ここでは重点的な産地育成、市場競争力

の強化、生産基盤の強化、収益の確保、新たな生産体制の構築、こうした項目を設定しながら整理し記載をしております。ウ「花き」、60 ページでございますが、重点的な産地育成、生産基盤の強化、市場競争力の高い産地の育成、収益の確保、県産花きの PR と消費拡大、新たな生産体制の構築の項目で整理し施策を記載しております。62 ページのエ「工芸農作物」では産地の維持・拡大、収益の確保、葉たばこの安定生産、おたねにんじんの生産流通システムの再構築といった項目を設け整理し記載しております。

64 ページの(4)「畜産」ア「肉用牛」ですが、ここでは生産基盤の再生・拡大、改良の促進、生産技術の改善、ブランド力の強化の項目を設定し記載をしております。66 ページのイ「乳用牛」でございますが、ここでは生産基盤の再生・強化、生産コストの低減、牛乳・乳製品の消費拡大の項目を設定し記載をしております。ウ「豚」でございますが、生産技術の改善による生産性の向上、高品質で特徴のある豚肉の生産及び銘柄化の推進の項目を設け整理をし記載をしております。68 ページのエ「鶏」では、生産流通対策の強化、衛生対策の徹底の項目を設け整理し記載をしております。69 ページでございます。オ「飼料作物」では、ここでは自給飼料生産基盤の再生と生産の効率化、耕畜連携と水田活用による自給飼料の生産拡大、未利用飼料資源の利用拡大の項目を設け整理し記載をしております。

次の 70 ページの 5 「流通・消費対策」(1)「地産地消の推進」では、安全性の PR・販売促進、地産地消の普及啓発活動の推進、農産物直売所等への活動支援、学校給食等における地元食材の活用促進、県内卸売市場の機能強化といった項目を設け整理し記載しております。72 ページの(2)「国内における販売強化」では、安全性の PR・販売促進、「ふくしま恵みのイレブン」の重点プロモーション、県産農林水産物の知名度向上、次のページにいきまして、マーケットインに基づく産品づくりと販売促進支援、産地自らの PR・販売開拓への支援の項目を設け整理し記載をしております。74 ページの(3)「県産農林水産物の輸出促進」でございますが、輸出の取組促進、農林漁業団体等の取組支援、福島県貿易促進協議会への加入促進の項目を設け整理し記載をしております。

76 ページの 6 「新技術の開発と生産現場への移転」では、放射線物質対策に関する技術開発、本県独自品種・系統の開発、生産性・品質向上技術の開発、環境と共生する栽培技術の開発、次のページにいきまして、試験研究のスピードアップや効率化、成果の速やかな移転の項目を設け整理し記載をしております。

78 ページの 7 「農業関係団体との連携」でございますが、農業委員会等、農業協同組合等、農業共済組合等、公社等、79 ページに行って、土地改良区等の項目を設け整理し記載をしております。

次 80 ページでございますが、第 4 節「林業・木材産業の振興」につき

または農業振興審議会でございますので、申し訳ありませんが説明を省略させていただきたいと思っております。また 94 ページからの第 5 節「水産業の振興」につきましても、同様に説明を省略させていただきたいと思っております。

110 ページをお開きください。第 6 節「魅力ある農山漁村の形成」でございますが、5 項目で構成しております。1 「農林水産業を支える絆づくり」では、農林漁業者と消費者・商工業者等との絆づくりとして、農産物直売所に対する放射性物質検査機器の導入など集客向上に向けた取組を支援するなどの施策を記載しております。また、111 ページの農林水産業に関する情報提供の充実では、「うつくしま農林水産ファンクラブ通信」、農林水産業に関する副読本の活用などの施策を記載しております。

112 ページをお開きください。2 の「都市と農山漁村との交流促進」では、都市と農山漁村の体験交流等の推進として、体験プログラムの充実など受入体制の整備を支援することなどの施策を記載しております。受入体制の整備と情報発信の充実として、インターネットを活用して伝統文化、食文化、行事等の情報発信をするなどの施策を記載しております。113 ページでございますが、交流基盤の整備として、農家民宿の開設やクラインガルテンの整備を促進することなどの施策を記載しております。

114 ページをお開きください。3 の「地域産業 6 次化による農山漁村の活性化」でございますが、新たな価値をもたらす地域産業の創出として、県産農林水産物を活用した新商品の開発、製造販売に積極的な投資意欲を持つ農林漁業者等に対する助成制度や融資制度等の整備などの施策を記載しております。地域産業を支える人材の育成と確保として、積極的に 6 次化に取り組む実践者等の発掘とスキルアップなどの施策を記載しております。115 ページ、しごととひとを結びつける地域ネットワーク力の強化として、地域産業創出のプラットフォームの設置などの施策を記載しております。

116 ページ 4 の「快適で安全な農山漁村づくり」(1)「農山漁村の定住環境の整備」でございますが、農山漁村の除染、定住条件の整備、鳥獣被害の防止の各項目を設け、被災した生活環境施設や生産基盤の早期復旧、捕獲用機材の導入、侵入防止柵の整備等の取組を支援することなどの施策を記載しております。

118 ページを御覧ください。(2)の「災害に強い農山漁村づくり」ここでは施設整備と維持・保全として、農業水利施設の耐震検証、危険度の高い箇所から改修などの施策を記載しております。119 ページ、防災力の向上として、地域住民の防災意識の醸成、浸水想定区域図の作成などの施策を記載しております。津波被害からの防護では、海岸保全施設の復旧、海岸防災林の整備などの施策を記載しております。120 ページで

ございますが、(3)の「豊かな緑の保全・保護」の説明は、省略させていただきます。

次に 121 ページ、5 の「地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進」でございますが、農山漁村におきます再生可能エネルギーの導入促進として、太陽光や風力の利用推進、及び間伐材等木質バイオマスを原料とした施設の整備の支援などの施策を記載しております。農山漁村における再生可能エネルギー導入に関する調査・研究として、小水力発電の導入可能性調査などの施策を記載しております。

122 ページの第 7 節「自然・環境との共生」でございますが、4 項目あります。1 の「環境と共生する農林水産業」では環境の再生として除染、復旧、機能回復などの施策を記載しております。環境との共生では、環境と共生する農業の推進などの施策を記載しております。

124 ページの 2 「地球温暖化への対策」では、森林による二酸化炭素吸収量の確保、木質バイオマスの安定供給と利用促進、温室効果ガスの削減に向けた技術の開発と導入支援、地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の把握と対応技術の開発、これら項目を設け整理し記載をしております。

3 の「農林漁業・農山漁村が有する多面的機能の発揮」(1)「生産活動を通じた多面的機能の発揮とやすらぎ空間の創造」でございますが、ここでは多面的機能の維持・増進として、農地・森林等の早期復旧、生態系保全活動を支援するなどの施策を記載しております。また、やすらぎ空間の創造として整理し記載をしております。126 ページの(2)「森林の有する多面的機能の発揮」でございますが、ここは説明を省略させていただきます。また 128 ページの 4 「県民参加の森林づくり」でございますが、これも同様とさせていただきます。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。かなりのページ数に及びまして、限られた時間ではございますが、各委員の皆様よろしく申し上げます。

長島委員 極力手短にしたいと思えます。1 つは、30 ページになります。27 行目のお米の全量全袋検査体制の確立、これはそのとおりであります。ここは念のために、全量全袋検査体制確立を「県の管理の下で」というのをしっかり書き込んでいただきたいということが 1 点であります。

それから 45 ページになりますけども、本来はここがいいと思えますが、農業者の農作業事故の問題です。これが非常に全国でも多いということで、県の御協力を得ながら、我々も 3 か年計画で事故ゼロを展開しているんですがなかなか減りません。これは高齢化の問題もありますが、農業者の労災、事故防止の点、それと放射能被ばく、これらの担い手のそういった面での安全をどこかで整理していただく必要があるのではな

いかと思っております。この辺がいいのかなと思えますけども、御検討いただきたいと思えます。

それから、農業団体との連携のところですが、これはありがたいんですが、78 ページにもう少し書き込んでいただくとありがたいということでもあります。現状と課題で、農業関係団体だけでなく、森林も漁業も同様の書き込みになっていますけども、影響が出たというのは紛れもない事実であります。今、懸命な努力を重ねているわけですが、やはり、復旧・復興のためには農業団体等だけでなく、森林団体との連携、さらには漁業団体との連携もあります。この復興に関する農業関係団体の役割は大きいと思えます。よって行政との連携が不可欠であり、団体の主体的な取組を基本としながらも、活動の支援をするというようなことを書き込んでいただけたらと思えます。これは農業協同組合だけでなく各団体等、あるいは森林関係、漁業関係でも同じだと思います。今、農林漁業それぞれの団体は、相当やっておりますので、その役割が大きいということをしつかり書き込んでいただきながら、それぞれの団体の主体的な取組を基本としながらも、行政サイドが活動を支援することをお願いをしたいと思っております。森林組合の方になりますと活動を支援するとの記載がザッとありますが、当の農業団体にはその言葉がありません。この辺はほぼ同様の状況にありますので、バランス取りをしていただきたいと思えます。さらに、漁業になりますと合併問題も関係してその支援というものがありますが、それぞれ組織整理というのが、昨日は酪農団体、それぞれそうした取組も行っておりますので、漁業団体同様にそうした取組の支援もお願いしたいということでもあります。農業関係団体、漁業・森林関係団体、こうして並べて見ますとその辺はほぼ同様の状況にある訳ではありますが、異なる書きぶりになっているので、共通的な課題については、同じような表現を取っていただけたらよろしいのではないかと思います。

最後になります。121 ページであります。先ほど第3章のところでも申し上げましたが、時間の関係、進行の流れもありますので一歩譲りましたが、121 ページの再生可能エネルギーということでありまして、いろいろな機会でお話してお願いしていることでもあります。19 行目で、農地への復元が困難なほぼ耕作放棄地となっている訳ではありますが、ある面では耕作放棄地だけでなく、高濃度の放射性物質の濃度の高いところ、これは除染が基本だということもありまして、その辺の調整も必要だと思えますが、やはり現場からは放射性物質濃度の高いところは、相当期間、これはいわゆる食料の生産は容易ではないということもあるので、ここには非主食用とか、また、バイオエタノールとか、その原料としての米作りのような視点も必要ではないかと思います。と言いますのは、これらの復旧・復興するまでには10年以上かかると、米の需用減退の現象ありますので、10年先に水田にも含むというような状況から言っ

でも、果たしてそれでいいのかということもあります。やはり、これはむしろ脱原発を通すことでありますから、福島県としては時代につなぐエネルギー、新しいエネルギーに農業関係としましても関与して、関わっていく。その一環として、その場合はバイオエタノールの原料生産という位置付けも必要であると思えますし、生産現場から、そのような声も出ておりますが、この辺は除染が先で、やはり生産者は食べる物を作るのが基本だという思いがあり、その辺との関わりがあるので、なかなか表現も難しいし、あまりつまこんだ議論がなされてないという感じがします。その辺についてもやはりもう少し議論を深めながら、どうしてもそういった地域は出るわけでありますから、そこをどうするのかという関わりの中で、ここは議論を深めてきちんと整理をする必要があるんではなかろうかと、こんな思いで発言させていただきました。

以上であります。

議

長

ありがとうございました。時間も無いので簡単にまとめます。30 ページのところにあるお米の全量全袋検査ですが、これは県が責任を持つ形で、県の管理ということを明記していただきたい。

あと2点目、45 ページのところで農業者の防災、被ばくです。そういったことを避けることも入れるべきではないかということです。

3点目は農業団体です。復興のために農業団体の果たす役割は大きいと、そのことをもう少し突っ込んで書いて欲しい。更に行政による支援についても、漁業、林業に比べると弱いのではないかということです。

最後にですね、これについては耕作放棄地の関わりのところ、放射線量の高い地域、そういったことも含めて考えていく必要があるのではないかと。バイオエタノール、原料生産の視点も検討していただけないかとのことでした。

他にいかがでしょうか。

本 部 委 員

ページは115 ページです。先ほどの総説につながる話でもあるんですが、地域産業6次化によるんですが、ここで疑問に思ったのは、先程の伊藤委員の話に似てて、なぜ、地域産業6次化の言葉に代えてしまったのかなということこの点が少し疑問に思ったのと、あと勿論この言葉に代えたからといって定義自体は変わらないとの認識を私も思っているのですが。地域産業とは県の表記なんだろうと思うのですが、その部分が少し違和感を感じた部分です。私はよく6次化の指導をする時、結局、6次化のねらいは何かというと、農山漁村の所得向上や雇用確保・地域活性化をめざすということが6次化にとってのゴール地点なんです。その部分が現状と課題のところではぼやけてしまっている。なんと言いますか、114 ページのところの現状と課題というところでも、例えば、14 行目の農林漁業者が得るための6次産業化の取組を進める必要がある、

取組を進める必要はわかるんですが、めざすところは一体何なのか、というものがここには記載がされていないので、最終的に 19 行の東京電力福島と続いて、「懸念されます。」で終わっているんです。懸念されますはわかるんですが、結局どうしたいのかというそのめざす、もしくは図らなければならないところが少し不足していて、付け加えるべきではなかろうかと感じています。

また、細かい点ですが、同じ 114 ページの 10 行目の農林漁業者と他産業との連携強化による消費者とのニーズに合ったの部分ですが、この「連携強化による消費者」によるの間に各地域のという形で私は入れるべきではなかろうかと思えます。その理由としては、やはり販売先もしくはその売り先によって消費者の好みであったり、その嗜好の問題があったりして、そこをただ消費者と大きな部類で考えてしまうと正直言って売れない。売れる物が作れないことがありますので、その部分は細かいですが、各地域のという文言を入れてみてはどうかと思っています。

以上です。

議 長

2 点の御指摘がありました。1 つは 6 次化の表現です。

もう 1 点は 114 ページ 10 行目です。各地域のという文言を入れてみてはどうかとのことでした。

他にいかがですか。

岸 委 員

2 点ほどあるんですが。1 点は 76 ページ新技術の開発と生産現場への移転で、さらっと書いてあるんですが、これが出来ないとその前の 73 ページ 4 行目にマーケットインに基づく産品づくりと販売促進支援がありますが、これは多分連動してるんだと思うんです。福島県の知名度、商品の知名度が上がっていかないと物は売れないのは当然その通りで、この 6 のところをもう少しこってりと書いて欲しいと思います。もう少し具体性を持った文言でこの辺書いていただけると力が入っているのがわかるんですが、余りにもさーと書いてあるので、新商品の開発とか生産現場への移転が、福島県はもの凄く生産現場の移転が、遅いと思っています。そうしたものが早く、農業でもそうなんですが、良い物が出来たらそれを出来るだけ早く生産現場へ移転して行って、新しい商品作りをしていただけるような、あるいは読み取れるような文言にしていただければと思っています。

それからもう 1 点は、これは文章の話なんですが、各所に情報の可視化という言葉が使われているんですが、我々の感覚でいくと今良く使われている言葉は見える化だと思うんです。現代風に言えば見える化と言っていた方がいいのかなと思います。これは文言なんでたいした問題じゃないんですが、そう思いましたのでこの 2 点お願いしたいと思っています。

議 長 はい。6ですね。新技術の開発と生産現場への移転ここをもう少し書き込んで欲しいということです。それから情報の可視化です。文言を少し検討して欲しいとの御意見でした。

他にいかがでしょうか。

茂木委員 まず始めに30ページなんですけど、何点かあります。30ページのきめ細やかな検査体制の確立なんですけど、私は検査と迅速な公表は一体のものだと思ってます。検査のところをここまで書くのであるのなら、一体的に公表の方も何らかの書き込みをして欲しいというのが1つ。

それからもう1つは、64ページなんですけど、肉用牛の生産基盤の再生・拡大なんですけど、一番被害を受けた被災産地が双葉牛と飯舘牛だと思います。それから全県的にも一番被害を被った部門だと思います。この書き方をもう少し色濃くといいますか、もう少し力を入れた書き方をさせていただきたいのが1つ。

それからもう1つは、79ページなんですけど、長島委員からも話が出たんですけど、農業団体との連携のところ、土地改良区等のことなんですけど、農業委員会等のところに書いてあるんですけど、地震・津波で被害を受けた地域においては、農地の復旧、大区画化等と併せた農用地利用集積を進めます、この先頭に立つのは多分、土地改良区だと思います。その土地改良区は人もあまりいませんし、その一番先頭に立つ分に対する支援は何らかあってしかるべきものと感じています。

それから最後、121ページ長島委員からも出たんですけど、ある程度、放射性物質が移行されると思われる地域、浜を含めてですけど、そういうところで農地を農地で使わないでおくと、もうどうしようもなくなると思います。ですから、何らかの物を作らせてそれを何らかの形で利用する。例えば、フェノール類に関連するバイオマテリアルにいくのか、そういうものですか、あるいはガス化して電気を作ってその熱源を利用した形で施設園芸の方に持って行って、高付加価値の農業をやって、そこで雇用を生ませるのか。何らかの形で土地を利用させていただく、そしてつくった物を利用する。そういう仕組みを作る必要があると思います。その中ではこの書き方では少し足りないかなという感じがするのが1つ。それからどうしても太陽光を含みますと、農地転用の問題が出てくるんです。その部分は県としてどう考えているのか、やはりしっかりとしたスタンスを県が持っていただいて進めないと、言葉だけが先走って、なぜ転用が駄目という話になってしまうので、この辺の考え方はしっかり持っていただきたいと思います。

以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。4点ございました。

1点目は30ページです。これは公表も迅速にやって欲しい、そのこと

を明記する。

それから 64 ページ、肉用牛の打撃、今回の震災、農業部門でもとりわけ打撃を受けたこともあるので、ここをもう少し書き込んで欲しいということです。

それから 79 ページです。土地改良区等こういったところの支援についてもさらに書き込みをお願いしたい。

それから 121 ページのところでも 2 点ほどありまして、放っておくと農地利用が出来なくなっていくというのがありますので、それを利活用することについて十分検討してくださいということと、農地転用について、これについては、県としての具体的な対応をきちんと入れるべきだということです。

他にいかがでしょうか。

白 岩 委 員

是非一言言わせてもらいます。私、制限ということで 2 年、水田 100 アールで耕作しているんですが、2 年作ってません。2 年も作らないとですね非常に耕作力が落ちます。これは私ばかりでなくてですね、地域の被災地の方もそうなんですが、やはり耕作者、農家に対するケアを是非お願いしたいです。本当に耕作意欲が低下しています。それだけではですね経験してる人でないとわからないと思いますけれども。私、専業農家ずっとやってきましたけど実際、田んぼだけはずっと作ってました。これはね何とか意欲を持ちたいんですが、これは皆さんこういうところを利用して、是非農家の方にそういうアドバイスなりケアをお願いしたいと思います。

議 長

農業者への物資両面でのケアですね。はい。そういったところを計画の中にきちっと入れこんで欲しいと思います。

その他いかがですか。

渡 部 委 員

白岩委員から発言があった訳ですが、除染するのに土を剥ぎ取るとは身が削られる思いです。何十年、何百年かけて先祖から作ってきたものだから、簡単に剥がして整理しましょうという発想に我々にはならないのですが、現実的にはやらなければならない。非常に心を痛めている訳です。昨日、東北・北海道の農業委員会の大会がありまして、その中でもその話がでました。

あと、農業者年金の問題で困っているのですが、農地が無くなった後、年金がもらえない。そのことも含めて助けて欲しいなと思っているのでよろしくお願いします。

議 長

伊藤房雄委員どうぞ。

手短に発言します。先ほど3章までの発言をしましたが、私の認識が間違っているかもしれませんので確認させてください。32ページの10行から11行目にかけて、風評被害によって首都圏量販店における取扱停止とか県産材の受取拒否、水産加工品の販売量の減少、これらはその通りだと思います。確認したいのは、特に、地産地消の牽引役である農産物直売所における影響が大きくなっているとありますが、震災前に比べて売上げ額、利用状況などが低下しているのは事実ですが、私が聞いたところでは、去年に比べれば大分回復してきていて、震災前に比べればまだまだであるが、1年前に比べれば多少お客さんが戻って来ていると聞いています。そういったことから、誇りの関連からも、福島県の販売において、地産地消を第一に考えるべきではないかと思っています。それが直売所での影響が逆だよと言われると、「えっ」と思い確認したいと思いました。時間がなければ後日で結構です。

あと、文言で言いますと116ページの定住条件の整備のところ、29行から30行にかけて、警戒区域等の再編に合わせて、農山漁村の定住環境の復旧、再生を迅速に進めますと下線部分のところですが、この定住環境の復旧、再生はいいのですが、もう少し踏み込んで、新たに定住環境を早急に作って、そこへ避難されている方々が戻れる部分、県内移住者が戻れる部分、安心して住み暮らせる場所を積極的に作っていくことが必要かと思っています。ただ、農林水産業振興計画なのか、上位計画である総合計画に大々的に掲載するかは検討していただければと思います。

読み切れなかった点かもしれませんが、なければ検討していただければと思いますが、人材、人の問題で、認定農業者、青年農業者、女性農業者、新規就農者へ支援をしていくことは大変良いのですが、宮城県で被災地の支援活動を行っている中で、痛感しているのは、リーダーが不足している点です。ですから、認定農業者を減らさない努力も大切ですが、リーダーを養成する、養成することを支援するこれらをしっかりしなければならぬと考えています。

また、先ほど渡部委員からもありましたが、農地復旧の整備は量的な問題だけではなく、質の問題、表土の問題ですね。何百年と手をかけてきた表土を剥ぎ取ることや津波で流されてしまった場所をどうするのか。地力の回復をどうするのか。という視点が少し欠けていると思います。地力を回復するために今年から米を作付けしている地域も今年はそんなに獲れないだろうと思います。そこで、米を作らずに緑肥作物だったり園芸作物を作ろうかという人もいると思いますが、金銭だけ考えると、大豆とか麦とか、転作並みの収入になってこないの、もう少し転作物を作る際の収入が得られるような、地力回復への支援に取り組む必要があると思います。農地の質の回復に対する支援、その視点を盛り込めば良いと思います。

議

長

ありがとうございました。

渡部委員からは農業者年金の問題。農地がなくなった時、年金がもらえなくなる課題が出されました。

伊藤房雄委員からは、地産地消これをしっかり据えるべきではないかのことでした。それから、新たな定住環境の整備、リーダの養成支援、地力の回復のための支援、このような発言がありました。

他にいかがでしょうか。時間も無くなってきました。

事前の資料配付もぎりぎりだったこともあり、資料に目を通す時間も無かったと思いますので、この後、お帰りになった後、資料を見ていただきまして意見等ありましたら、9月15日までに事務局へ電話、FAX、メール等でお寄せいただければと思います。それでは今後のスケジュールについて、事務局よりお願いします。

農林企画課長

4点御説明させていただきます。

1点目ですが、本日お配りした資料2の中で御説明できなかった部分がございます。第5章、第6章です。特に、第6章の地方の振興方向につきましては、地方の特色と現状と課題までは盛り込んでおりますが、今後中間整理案に向けて内容の検討を今後さらに行っていきますので、現段階での整理として御理解いただきたいと思います。

資料3でございますが、現在作業中の指標の項目の一覧についてお配りさせていただきました。会長から御説明のありました9月15日までの御回答の中で、もしお気付きの点があれば一緒にお寄せいただければと思います。

資料4の今後のスケジュールでございますが、11月に第3回の審議会を開催させていただきたいと考えております。中間整理（案）について御審議していただきたいと思います。次回には本日委員の皆様からいただきました意見に対する事務局の考えも整理して、中間整理案と合わせてお示ししたいと思っております。

また、パブコメでございますが、当初の予定を変更いたしまして、中間整理案が出来た後に行うことで整理させていただきたいと思います。

参考資料として参考資料1、参考資料2を付けております。5月16日の議事録は、参考資料2としてお配りしておりますので、後でお目通しいただきたいと思います。

以上でございます。

議

長

どうもありがとうございました。スケジュール等の確認をよろしくお願いします。以上で本日の議事を終了いたします。長時間にわたり活発な御審議ありがとうございました。

事務局より何かあればよろしく申し上げます。

司

会

それでは最後に農林水産部長より御挨拶いたします。

農林水産部長

今日は大変ボリュームのある資料にもかかわらず、熱心な御議論ありがとうございました。1つ1つお答えすべきところもあったのですが、時間もありませんでしたので、私のほうから何点かお答えしながら御礼に代えさせていただきたいと思います。

1つは今回明記しなかった基本目標、めざすべき姿でございます。何人かの委員からも御指摘ありましたように、子どもたちが将来自信を持って農業に取り組む姿というのを前から盛り込んでおりますが、それに加えて、震災、原発事故を踏まえて、子ども達が誇りを持って農林水産業に取り組む姿をしっかりとたたき込まなければならないと皆様の意見を踏まえて強く感じたところです。

それから、第1回目の審議会の時に相双地区をどうすべきかということを中心に重点的書き込むべきだとの意見が数名の委員からあり、今回はかなり強く書き込んだつもりでございますが、特に、相双地域の除染技術とかは少しずつ進んでおりますが、避難生活を余儀なくされて、線量が高く、除染が進まなくて、帰れない地域はどうするのかということは、農林地再生対策室長からお話ししましたように、農林水産再生研究センターなるもので、高濃度に汚染された地域の農業をこれからどうしていくのか。食べるものを作ることだけが農業ではございませんので、バイオエタノール、花もありますし、地域にシンボルになる拠点を設けて、戻ってきた方々が農業に取り組める環境を作りたいということが我々の願いでございますが、今のところ農林水産省も復興交付金も財源の見通しは全く立ってございませんが、この点についてはがんばっていききたいと思っております。

それからもう1つ柱に掲げたのが、再生可能エネルギーでございます。いくつか避難地域の市町村でも、バイオマスを利用した発電所施設や太陽光、それから植物工場をいくつか施策に掲げているところはございますが、しばらく原子力発電は難しいので、流れとしても再生可能エネルギーに力を入れていく方向になると思っておりますが、我々としても農地を有効活用した中で再生可能エネルギーどう取り組むのか、かつ、バイオマスを活用した試験研究にも取り組もうとしておりますので、この点についても力を入れたいと思っております。

地産地消のお話がありました。前回も、外に向けて福島県の農産物は安全ですから食べてくださいと言いながら、地元で食べないことが問題だとの話がありました。やはり、放射線の基礎知識が前回も話題になりましたが、消費者の理解を得るという作業が非常に大切であると思っておりますし、その上でやはり地元で消費できる環境作りをがんばっていききたいと思っております。

関係団体の連携については、確かに御指摘のとおり、書き方が薄かったところもございますので、県民、関係団体と連携しながら、しっかりやっていくことを書き込んでいきたいと思えます。

あと、今日時間が無くて御意見を出されなかった方も、是非書面で出させていただいて、それらも踏まえて、今回書けなかった部分も含めて、もう一度御提案させていただきたいと思えます。今日は本当に熱心な御議論ありがとうございました。

議

長

どうもありがとうございました。それでは本日の審議は終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。

司

会

千葉会長ありがとうございました。委員の皆様には御審議いただき誠にありがとうございました。只今の部長の御発言にもありましたけれども、皆様の御意見を反映していきたいと思えます。お忙しいところ大変恐縮ですが、9月15日まで事務局までお寄せいただければと思えます。よろしく願いいたします。次回の審議会は11月に予定しております。別途御案内いたします。

なお、当農業総合センターは放射性物質のモニタリング検査を行っております。つきましては、御希望の委員の皆様に、当センターのモニタリング検査の状況について、10分間ほど視察を行いたいと思っておりますので、御希望の方は入口にいる職員が御案内いたしますので、御時間の許す方はどうぞ御参加ください。それでは以上をもちまして福島県農業振興審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(閉 会)

福島県農業振興審議会出席者名簿

福島県農業振興審議会委員

所 属	役 職	氏 名
福島県農業振興審議会	委 員	渡 部 衛
福島県農業振興審議会	委 員	長 島 俊 一
福島県農業振興審議会	委 員	但 野 忠 義
福島県農業振興審議会	委 員	茂 木 功 一
福島県農業振興審議会	委 員	岸 秀 年
福島県農業振興審議会	委 員	大川原 けい子
福島県農業振興審議会	委 員	伊 藤 孝 一
福島県農業振興審議会	副 会 長	伊 藤 房 雄
福島県農業振興審議会	委 員	白 岩 昭 男
福島県農業振興審議会	会 長	千 葉 悦 子
福島県農業振興審議会	委 員	平久井 信 子
福島県農業振興審議会	委 員	降 矢 セツ子
福島県農業振興審議会	委 員	本 部 映利香
福島県農業振興審議会	委 員	横 田 純 子

福島県

農林水産部	部 長	畠 利 行
〃	技 監	田 村 完
〃	政 策 監	高 荒 昌 展
〃	食産業振興監	安 海 好 昭
〃	次長（農業支援担当）	大 谷 秀 聖
〃	次長（生産流通担当）	甲 斐 敬市郎
〃	次長（農村整備担当）	櫻 田 浩 二
〃	次長（森林林業担当）	宍 戸 裕 幸
〃 農林企画課	課 長	佐 藤 新太郎
〃 農林技術課	副課長兼主任主査	近 藤 仁 志
〃 農業振興課	課 長	浅 野 裕 幸
〃 農林地再生対策室	室 長	沢 田 吉 男
〃 農業担い手課	副課長兼主任主査	安 田 宏 幸
〃 環境保全農業課	課 長	佐 藤 清 丸
〃 農業経済課	主幹兼副課長	五十嵐 精 二
〃 金融共済室	主任主査	紺 野 秀 雄
〃 農産物流通課	主 幹	飯 田 純 也
〃 水田畑作課	課 長	井 上 久 雄
〃 園芸課	課 長	松 本 登
〃 畜産課	課 長	二 瓶 卓
〃 水産課	主 幹	渡 邊 史 夫
〃 農村計画課	課 長	後 藤 庸 貴
〃 農村振興課	課 長	長谷場 伸
〃 農村基盤整備課	主 幹	佐 川 積 成
〃 農地管理課	課 長	菊 地 和 明
〃 森林計画課	課 長	松 本 秀 樹
〃 林業振興課	課 長	大 高 明 彦
〃 県北農林事務所	所 長	鈴 木 清 昭
〃 県中農林事務所	所 長	谷 井 彰
〃 県南農林事務所	所 長	水 戸 典 明
〃 会津農林事務所	次長兼総務部長	土 屋 広 治
〃 南会津農林事務所	所 長	熊 耳 倉 雄
〃 相双農林事務所	所 長	鈴 木 弘
〃 いわき農林事務所	所 長	戸井田 和
〃 農業総合センター	所 長	佐々木 昭 博